

佐賀県告示第二百三十五号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十四条第二項の規定により、青少年に有害な刃物類を次のように指定し、平成二十二年七月一日から施行する。

なお、青少年に有害ながん具刃物類の指定（平成十年佐賀県告示第二百十六号）及び青少年に有害ながん具刃物類の指定（平成二十年佐賀県告示第二百五十号）は、廃止する。

平成二十二年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	名称	形状及び構造	指定理由
22 ― 1	バタフラ イナイフ (通称)	通常は刃体が柄の内部に収納され、使用に際し、刃体と柄の結合部を軸として開刃させ、開刃した刃体を柄と直線に固定させる装置を有するナイフのうち、柄の部分が二つに分かれて、これを回転させることにより刃体を両方の柄で挟むように収納することができるもの	人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の非行を誘発し、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがある。
22 ― 2	両刃ナイフ	鎚 <small>しのぎ</small> を中心として両刃の刃体を有するナイフであって、刃体の先端部が鋭いもの	〃
22 ― 3	固定式のナイフ	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）第二百二条の規定により測定した刃体の長さ（以下単に「刃体の長さ」という。）が六センチメートルを超えるナイフであって、刃体が柄に固定されたもの	〃

22 5	22 4
スライド 式のナイ フ	折りたた み式のナ イフ
刃体の長さが六センチメートルを 超えるナイフであって、通常は刃 体が柄の内部に収納され、使用に 際し、柄を振ること等により刃体 を露出させ、露出した刃体を柄と 固定させる装置を有するもの	刃体の長さが六センチメートルを 超えるナイフであって、通常は刃 体が柄の内部に収納され、使用に 際し、刃体と柄の結合部を軸とし て開刃させ、開刃した刃体を柄と 直線に固定させる装置を有するも の
〃	〃